

個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースの開催について

令和元年 12月 25日
関係省庁申合せ
令和2年 8月 28日
一部改正案

1 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年9月9日法律第65号)附則第12条第6項を踏まえ、関係省庁が緊密な連携の下、民間部門、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定すること及び事務処理体制の在り方について検討するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度の在り方についても検討するため、個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース(以下「タスクフォース」という。)を開催する。

2 タスクフォースの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官補(内政担当)
副議長 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室長代理(副政府CIO)
構成員 内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)
内閣官房内閣審議官(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)
個人情報保護委員会事務局長
総務省行政管理局長
総務省自治行政局長

3 タスクフォースは、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。

4 タスクフォース及び幹事会の庶務は、個人情報保護委員会及び総務省の協力を得て、内閣官房において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、タスクフォース及び幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。